

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ）

項目名	持続的な食料システムの確立に向けた農業と食品産業の連携強化等の促進に係る税制上の所要の措置									
税目	所得税、法人税、登録免許税									
要望の内容	<p>我が国の農業生産及び食料輸入をめぐる状況が厳しさを増し、また、国内外において環境負荷低減等への配慮意識が高まるなど、国内外の経済社会情勢が大きく変化する中、将来にわたり国民に対して食料を持続的に供給していくためには、食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の重要な担い手である食品産業の事業者が、農業との安定的な取引関係の確立、環境負荷低減等の取組、事業再編等による流通の合理化など、食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進することにより、持続的な食料システムの確立や農産物を生産・供給できる農業構造（担い手への農地の集積・集約化）の確立を図ることが不可欠である。</p> <p>このため、食料システムの持続性確保のための法制度（計画認定制度）の創設を前提に、以下の税制上の特例を設ける。</p> <p>① 食品産業の事業者が計画の認定を受けた場合、当該計画が経営力向上計画の認定要件を満たすものであったときは、その認定を受けたものとみなし、中小企業経営強化税制の適用を措置。</p> <p>また、このうち農業者と連携して計画の認定を受けた中小企業に対し、中小企業経営強化税制の上乗せ措置を創設。</p> <p>② 現行の農業経営基盤強化準備金制度の対象となっている者が、食品産業の事業者と連携して計画の認定を受けた場合、対象資産として、農業と食品産業の連携強化を図るための設備を追加。</p> <p>③ 食品産業の事業者が計画の認定を受けた場合、当該計画が産業競争力強化法に基づく事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画のうち生産工程効率化等設備に係るもの）、事業再編計画の認定要件を満たすものであったときは、その計画の認定を受けたものとみなし、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制、事業再編に係る登記の税率軽減の適用を措置。</p>									
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円								
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）								
（改正増減収額）	（	— 百万円）								

(1) 政策目的

国内外の経済社会情勢が大きく変化する中、我が国の食品産業の事業者が、国産農林水産物の主要な仕向け先として農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たし、製造から販売にいたる食料供給の主要な担い手であることに鑑み、食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進するための措置を講ずることにより、持続的な食料システムの確立を図るとともに、農業者との安定的な取引関係による農産物を生産・供給できる農業構造（担い手への農地集積・集約化）を確立することによって、農林漁業及び食品産業の持続的な発展に資することを目的としている。

(2) 施策の必要性

国内の農業者の減少・高齢化や、耕作放棄地の増加による農地の減少が著しく進展しているとともに、近年の異常気象や、家畜の伝染性疾病・病害虫の発生頻度の増加が、特定の地域での農産物の生産を不安定化させているなど、我が国の農業生産をめぐる状況は厳しく、また、世界的な人口増加等に伴う食料需要の増加や気候変動等による主要産地の生産の不安定化を背景として、中長期的に世界の食料の輸入競争が激化するなど、我が国の食料輸入をめぐる状況も厳しさを増す中、食品産業の事業者がこれまでと同様に原材料を安定的に確保することが困難となるおそれがある。

また、国内外において環境負荷低減等への配慮意識が高まる中、環境負荷低減等に関する規制の導入やステークホルダーからの要望等が増加しており、これらの課題への対応を行わなかった場合に事業継続上のリスクが増大するなど、我が国の食品産業の持続的な事業展開等に支障をきたすおそれがある。

さらに、食品産業の大宗が中小零細企業であり、また、労働集約型の産業であることにより他産業と比較して欠員率が高いなど、事業基盤が脆弱であると考えられることから、事業基盤の強化に当たっては、事業再編等による流通の合理化を図り、経費削減や新需要の開拓等を促進する必要がある。

こうした中、今般の「食料・農業・農村基本法」（令和6年5月29日成立）の改正において、「食料システム」が明記され、食品産業の事業者がその関係者として明確に位置付けられるとともに、食品産業の健全な発展に向けて、「農業との連携の推進」、「流通の合理化」に加え、「環境への負荷の低減」等が新たに位置付けられたところであり、また、経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）においても、食料安全保障の強化に向けた農林水産業・食品産業の生産基盤の強化が盛り込まれたところである。

国民に対して食料を持続的に供給していくためには、食料システムの重要な担い手である食品産業の事業者が、原材料の調達先の確保と食品製造施設等の新設等により農業者との安定的な取引関係の確立を図ることや、温室効果ガスの削減に資する設備投資など環境負荷低減につながる事業活動の推進を図ること、また、事業再編等により流通の合理化を図ることなど、食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進することにより、持続的な食料システムの確立を図るとともに、農産物を生産・供給できる農業構造（担い手への農地集積・集約化）を確立することが不可欠である。

このため、食品産業の事業者と農業者の連携強化を促進する設備投資や、環境負荷低減に資する設備投資、事業再編に係る登記に対する税制上の特例を設けることにより、これらの取組を促進する必要がある。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>【中目標】 1. 食料の安定供給の確保 2. 農業の持続的な発展</p> <p>【政策分野】 1(1) 新たな価値の創出による需要の開拓 1(2) グローバルマーケットの戦略的な開拓 1(3) 消費者と食・農とのつながりの深化 1(5) 総合的な食料安全保障の確立 2(7) 農地集積・集約化と農地の確保</p>
		政策の達成目標	原材料の調達先の確保と食品製造施設等の新設により農業者との安定的な取引関係の確立を図ることや、温室効果ガスの削減に資する設備投資など環境負荷低減につながる事業活動の推進を図ること、また、事業再編等により流通の合理化を図ることなど、食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進するための措置を講ずることにより、持続的な食料システムの確立や、農産物を生産・供給できる農業構造（担い手への農地集積・集約化）の確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展に資することを目的としている。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	認定を受けた事業計画に従い、食品産業の事業者と農業者の連携強化を促進する設備投資や、環境負荷低減に資する設備投資、事業再編に係る登記に対する税制上の特例を設けることは、食品産業の事業者や当該事業者と連携する農業者の資金繰りを緩和させる効果があるため、原材料調達の安定化、温室効果ガスの削減、経営力向上・事業再構築につながり、ひいては食品等の持続的な供給に資する事業活動の促進に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。
		相当性	当該要望項目以外の税制上の措置

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>①地域の持続的な食料システム確立推進支援事業 (令和7年度当初概算要求：310百万円)</p> <p>②サステナビリティ課題解決支援事業 (令和7年度当初概算要求：102百万円)</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>上記事業は、地域の食品企業と農林漁業者等が連携した新しい事業や産地との連携モデル等を支援し、また、環境負荷低減等の課題に対する、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等の取組を促進するものである。税制上の措置を講ずることで、予算措置と相まって、食品産業の事業者と農業者の連携強化や環境負荷低減等の取組を促進し、政策目的の達成に資するものとなる。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>税制上の特例措置については、食品産業の事業者と農業者の連携強化を促進する設備投資や、環境負荷低減に資する設備投資、事業再編の促進を促すための事業計画を国が認定した場合に限り、適用することとしており、妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p> <p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p> <p>—</p>	<p>—</p>